

公益社団法人 国際音楽交流協会定款

平成26年10月24日 制定

平成27年 3月29日 改訂

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人国際音楽交流協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を京都府京都市上京区烏丸通鞍馬口下ル上御霊仲町457番の10に置く。

(支部)

第3条 この法人は、社員総会の議決を経て必要の地に支部を置くことができる。

- 2 支部の組織及び運営に必要な事項は、社員総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、地域において音楽芸術を通じた諸活動を行い、もって地域住民の音楽に関わる教養の高揚を図るとともに、地域文化の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 地域における音楽行事の企画、制作及び開催。
- 二 音楽が有する効用及びそれを活かした地域住民の福祉の向上を図るための方策に関する調査研究。
- 三 音楽を通じた国際間、地域間の交流の促進。
- 四 音楽出版物の製作、刊行及び頒布。
- 五 その他本協会の目的を達成するために必要な事業。

第6条 事業の範囲は、日本全国において行うものとする。

第3章 会員

(種別)

第7条 この法人の会員は、次の三種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- 一 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- 二 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- 三 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で、社員総会の議決をもって、推薦された者

(入会又は変更)

第8条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者又は、前条に定める会員の種別若しくは第9条の規定に基づいて定めた会費に係る口数を変更しようとする会員は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める申込書により、代表理事に申し込まなければならない。

- 2 前項の入会又は変更は、理事会においてその可否を決定し、代表理事が本人に通知するものとする。

(会費)

第9条 正会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(社員の資格喪失)

第10条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- 一 退会したとき。
- 二 破産の宣告を受けたとき。
- 三 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- 四 2年以上会費を滞納したとき。
- 五 総社員が同意したとき。
- 六 除名されたとき。

(任意退会)

第11条 正会員及び賛助会員は、理事会が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次のいずれかに該当する場合には、社員総会の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 この法人の定款又は規則に違反したとき。
- 二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき。

(抛出金品の不返還)

第13条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会は、正会員をもって構成する。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 重要な財産の処分の承認
- 二 その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種類及び開催)

第16条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

2 定時社員総会は、毎年1回 6月に開催する。

3 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- 一 理事会が必要と認め招集の決議をしたとき。
- 二 総社員の議決権の5分の1以上を有する社員から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議決権)

第19条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - 一 会員の除名
 - 二 監事の解任
 - 三 定款の変更
 - 四 解散
 - 五 その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決等)

第21条 社員総会に出席しない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の社員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前条の規定の適用については、書面をもって表決し、又は表決を委任した社員は、社員総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

第5章 役員

(役員の設定)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

理事 5人以上10人以内
監事 1人

- 2 理事のうち、1人を理事長とし、理事長以外の理事のうち、1人を常務理事とすることができる。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第24条 理事及び監事は、社員総会の議決によって、正会員（団体の場合にあつてはその代表者又はこれに準ずる者）の中から選任する。

- 2 代表理事、業務執行理事は理事会の議決を経て理事の中から選任する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、代表理事を補佐し、この法人の業務を掌理する。
- 4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事が、次の各号の一に該当するときは、社員総会の決議によって解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められたとき。
- 二 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員報酬等)

第29条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は報酬等として支給することができる。

2 役員には費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(役員責任の免除及び責任限定契約)

第30条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、同法第114条第1項の規定により賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

2 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第115条第1項に定めるものとの間で、このものにかかる同法第111条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、同法第113条第1項の規定による最低責任限度額（同法第115条第1項に定める「定款で定めた額の範囲内であらかじめ一般社団法人が定めた額と最低責任限度額とのいずれか高い額」をいう）を限度とする旨の契約をあらかじめ締結することができる。

第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事は、次の職務を行う。

一 この法人の業務執行の決定

二 理事の職務の執行の監督

三 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名、押印する。

第7章 名誉会長、会長及び副会長

(名誉会長)

第36条 この法人に、名誉会長を1人以内おくことができる。

- 2 名誉会長は学識経験者の中から理事会において選任し、代表理事が委嘱する。
- 3 名誉会長はこの法人の全体事項について、代表理事の諮問に応じる。

(会長)

第37条 この法人に、会長をおくことができる。

- 2 会長は学識経験者の中から理事会において選任し、代表理事が委嘱する。
- 3 会長はこの法人の全体事項について、代表理事の諮問に応じる。

(副会長)

第38条 この法人に、副会長を2人以内おくことができる。

- 2 副会長は学識経験者の中から理事会において選任し、代表理事が委嘱する。
- 3 副会長はこの法人の全体事項について、代表理事の諮問に応じる。

第8章 参事、顧問及び芸術専門員

(参事)

第39条 この法人に、参事を若干名おくことができる。

- 2 参事は、理事会の議決を経て、広く有識者の中より代表理事が委嘱する。
- 3 参事は、この法人の事業実施の際、代表理事の依頼に応じて事業会場で来場者への対応を補佐する。
- 4 第29条の規定は、参事について準用する。この場合において、「役員」とあるのは「参事」と、「社員総会」とあるのは「理事会」と読み替えるものとする。

(顧問)

第40条 この法人に、顧問を若干名おくことができる。

- 2 顧問は、理事会の議決を経て、広く有識者の中より代表理事が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の特別事項について、代表理事の諮問に応じる。
- 4 第29条の規定は、顧問について準用する。この場合において、「役員」とあるのは「顧問」と、「社員総会」とあるのは「理事会」と読み替えるものとする。

(芸術専門員)

第41条 この法人に、芸術専門員を若干名おくことができる。

- 2 芸術専門員は理事会の議決を経て、広く有識者の中より代表理事が委嘱する。
- 3 芸術専門員はこの法人の専門的事項について、代表理事の諮問に応じる。
- 4 芸術専門員のうち1名を芸術専門員長とし、理事会の議決を経て、代表理事が委嘱する。
- 5 第29条の規定は、芸術専門員について準用する。この場合において、「役員」とあるのは「芸術専門員」と読み替えるものとする。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第42条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- 一 会費
- 二 寄付金品
- 三 資産から生じる収入
- 四 事業に伴う収入
- 五 その他の収入

(資産の管理)

第43条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、社員総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第45条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の前日までに、代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上、理事会の承認を受けなければならない。

- 一 事業報告書
 - 二 貸借対照表
 - 三 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - 四 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - 五 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第一号、第二号、第三号及び第五号の書類については、定時社員総会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - 一 監査報告
 - 二 理事及び監事の名簿
 - 三 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - 四 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第49条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第50条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 11 章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、電子公告とする。

ただし、電子公告ができない事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する。

第 12 章 事務局

(設置等)

第52条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、社員総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の代表理事は指宿修子とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記を行ったときは、第43条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。